

発行者

山形県酒田市砂越字小形111番地
大町溝土地改良区 理事長 齋藤 隆

TEL 0234-52-2350(代)

FAX 0234-52-3515

URL <http://o-machikou.info/>

E-mail info@o-machikou.info



土地改良区の概要

- 受益面積 2,945ha
- 組合員数 1,552人

平成二十年度通常総代会開催

去る三月十七日に平成二十年度通常総代会が開催され
平成二十年度補正予算案及び平成二十一年度予算案等
全四十一議案を全員賛成で可決決定いたしました。



理事長 齋藤 隆

理事長挨拶

本日は、総代の皆様には何かとお忙しい中、平成20年度の通常総代会にご出席下さいまして大変ご苦勞様です。

また、日頃から大町溝土地改良区の事業運営につきましてのご協力を頂きありがとうございます。

さて、今農業農村を取りまく諸情勢は百年に一度と言つ世界的金融危機のあおりを受けながらも益々厳しい状況下にあります。

平成19年度からは、戦後最大という農政改革の下で「新たな食料、農業、農村基本計画」の基に、米、麦大豆等を柱に品目横断的経営安定対策の確立が今後の農政の柱として強調され進められてきました。特に米を中心とした「生産量と需要、供給」のバランスががみあわなく、「米価の安定」には繋がらず、このことが我々土地改良区を運営並びに、維持する者として大変厳しいものがあります。

先日、国会では二〇〇八年度第2次補正予算が成立しました。農林水産関係の補正追加額で、農業経営の育成と雇用創出に向けた対策に6百71億円を計上し、内3百81億円は水田フル活用推進交付金として、これまでの生産調整実施者で、これからも生産調整を実施する農業者に対し、水稻作付面積に応じて10アール当たり3千円を交付することになります。水田の4割近くが転作田という状況の中で、年々増える生産調整を達成するため、作物を何も植えない水田が20万ヘクタールにも上っているといわれています。また、水田の耕作放棄地は38万6千ヘクタールといわれています。

政府は昨年、新規需要米と麦・大豆・飼料作物を戦略作物と位置付け、転作田で増産を図る「水田のフル活用」を打ち出しており、ここにかけて、生産調整のあり方を含めた抜本的な米政策の見直す議論には、今後充分注目していきたいと考えております。

我々土地改良区としては、生産現場に於いていくらか耕作を放棄する土地が増えようとも、これからの地域の環境保全を踏まえた施設の維持管理は行わなければならない、その使命があると考えております。

平成13年度から実施されている国営最上川下流沿岸農業水利事業については、当初計画どおりに進んでおり、平田揚揚水機場改修工事、草薙頭首工の改修工事では頭首工ゲートの改修、除塵機設備の工事、導水幹線トンネル改修工事、前川第2幹線用水路新設工事が計画どおりに行なわれており、平成21年度からはその一連の集中管理施設が、この大町溝土地改良区の敷地内に設置する事で進んでおります。

また、組織整備の関係では、最上川下流右岸土地改良区連合の今後の維持管理組織の在り方について、連合の理事会の中で国営最上川下流沿岸農業水利事業の事業進行に併せて検討しており、最上川下流右岸土地改良区連合の事務所は平成21年4月1日より大町溝土地改良区事務所内に移転する事になります。また、平成21年度も連合の職員の補充は行わないで、各単区から1名ずつの職員の出向を決めております。

以上のような事を踏まえながら、本日の通常総代会に於いては、総議第1号から総議第41号までの提出となりますが、特に平成21年度一般会計予算に関しては、予算総額2億2千6百52万円、前年度当初予算比較で約6.62%、1千4百6万9千円の増額で編成され上程されます。

それぞれの内容につきましては、提案理由の説明の中で申し上げます。総代の皆様には慎重なご審議をいただき、決定を見たいと思っております。でよろしくお願いたします。

平成20年度通常総代会

総代42名の内38名の出席の上、
15番 齋藤勝義総代の議長により、全41議案が審議されました。総代会における質疑応答は、次のとおりです。(抜粋)



議長 齋藤 勝義 総代

19番 齋藤誠一

平成19年8月25日の総代会で総括監事へ確認しましたが、監査報告書への理事会よりの文書による回答があったのか。

齋藤久太郎 総括監事

今まで理事会へ文書により報告を求めたものがなかったため、回答もありません。

果について、組合員への周知に努めるものとする。」を追加するとの説明がありましたが、重要な事項は組合員への説明責任があると理解していいのか。

総務課長

土地改良区の広報活動だけでなく、総代の皆さんより組合員への周知、啓蒙に努めていただきたい旨の指導となります。

19番 齋藤誠一

今回の変更で監事の責任が非常に重要となると思いますが、この度の変更についてどのように理解したらよいか。

総務課長

今回の変更案件については、昨年の10月に実施されました土地改良区検査により指導を受けた内容であり、総括監事よりは3日間の土地改良区検査には出席いただいています。監査規程の変更については、模範的な監査規程、監査簿様式に修正する必要があるとの指摘であり、監査についても非常に重要性があるとの認識の基で変更を上程しております。

22番 吉川幸吉

昨年の土地改良区検査で指摘された3件の特別会計の廃止について説明下さい。

総務課長

廃止となる3件の特別会計については、予算総額が大きい会計のわりに支出額が毎年少額なために積立金の要素の高い会計となっており、後ほど説明しますが積立金規程を制定し、準備基金積立金特別会計としてまとめて管理すべきとの指導であります。

37番 後藤正夫

ただ今理事長より説明があったように昨年引き続き今年も申請を行う訳ですが、上堰幹線の用水不足により割水を行っており上堰第二揚水

機の全面稼働が望まれますが、今回の上堰第二送水管の漏水補修について事業を別途借入により計画前に実施することは出来ないのか。

総務課長

事業の制度上別途借入については困難であります。また、他地区の事業が取り消しを行わない限り計画前に実施することは困難です。上堰第二送水管に漏水が発生した場合は応急的な対処をいたします。

37番 後藤正夫

工事は積立金の満額計上後の実施となるようですが、何年度に実施するのか。

総務課長

上堰第二送水管の漏水補修については、昨年の議案では平成20年から平成24年度と記載されていますが、今年の議案には平成21年度から平成25年度と記載されており、満額の1千8百万円の工事が可能となるのは、最短期でも平成24年度に実施可能となります。

26番 上林正志

昨年は一般賦課金が100円下がりましたが、組合員よりは更なる賦課金の引き下げの要望があります。今後

33番 齋藤 一

定款の一部変更で 経費の分担基準 第25号第3項中に「農地」を「田」に変更するとの説明がありました。法務局の手続きとの関連はあるのか。

総務課長

第25号第3項経費の分担基準については、事業区域内の「農地」から「田」に賦課基準を変更するとの内容であり、法務局の手続きとの関連はありません。

19番 齋藤誠一

規約の一部変更の中で、「総代は、総代会で審議された事項及びその結

の賦課金の見直しについて説明願います。また、最上川下流右岸土地改良区連合が大町溝土地改良区事務所内に移転することでしたが、旧事務所の今後の活用方法について説明下さい。

齋藤隆 理事長

一般賦課金については3年間で260円の軽減を図ってきましたが、引き下げについては最上川下流右岸土地改良区連合賦課金によるもので、最上川下流右岸土地改良区連合の財政調整資金の取り崩しを行い、7千万円の積立が4千万円余りとなり厳しい財政となっております。また、平成20年度は補正予算として2千万円程度の増額をしております、かんばつ対策等の影響もあり揚水機の稼働時間が増えたことにより8百万円の電力料金の増額となっております、厳しい予算編成となっております。昨年度の状況を踏まえると賦課金の値上げの必要性はありましたが、現在の農業情勢の中でいったん下げた賦課金の値上げについては困難であり厳しい状況を乗り越えているところであり、平成21年は職員数を減らし、事務所を大町溝土地改良区事務所内に移転し経費節減を図り、前年度比1千5百万円の減となっております、組合員への負担軽減に繋げることを目指しております。

また、大町溝土地改良区において

も理事会で負担軽減についての協議は行っており、来年度には成果を示して行きたいと考えております。

最上川下流右岸土地改良区連合の事務所は平成21年度より移転となりますが、施設管理機材までの移行が出来ないために当面は、施設の運用が必要となります。

19番 齋藤誠一

職員退職給与金積立金100%の積立を行うためには毎年の積立額はいくら必要となるのか。

総務課長

単年度で、7百万円から8百万円が必要となります。但し、今年度の1千2百万円の繰出に伴い単年度の繰出金は少なくなります。なお、詳しい内容については職員退職給与金積立金特別会計で説明いたします。

19番 齋藤誠一

役員報酬について先ほど規程の別表四の変更で決議されましたが、一般会計で支出予算において役員報酬の詳細を標記されており、二重の決議と思われるので別表4でなく条文だけの変更ではいけないのか。

総務課長

先ほどの規程の変更では職名と金

額の決議をいただきましたが、規程と予算については、それぞれの決議が必要となります。また、条文では別表4で定める報酬となっております。別の決議が必要となります。

37番 後藤正夫

収入の最上川連合賦課金と支出の最上川連合維持管理負担金の100円当たりの100円の金額差について説明願います。

総務課長

最上川下流右岸土地改良区連合の施設の中には県が管理する施設があり、その管理に伴う負担として支出の部の第10款第3項分担金より最上川下流右岸地区基幹水利施設管理事業分担金として差額の100円相当額を支出しております。

支溝代表者協議会

平成21年3月23日開催

- ・水路浚渫作業の日程
 - ・苗代及び本田用水の日程
 - ・かんばつ時における用水調整
 - ・水路等の他目的使用
 - ・家庭雑排水の放流
 - ・ゴミの不法投棄
 - ・転落事故防止
- 以上の内容について協議されました。

土地改良功労者表彰授賞

齋藤隆理事長 全国土地連表彰
鈴木敏夫副理事長
齋藤久太郎総括監事
県土地連庄内支部表彰

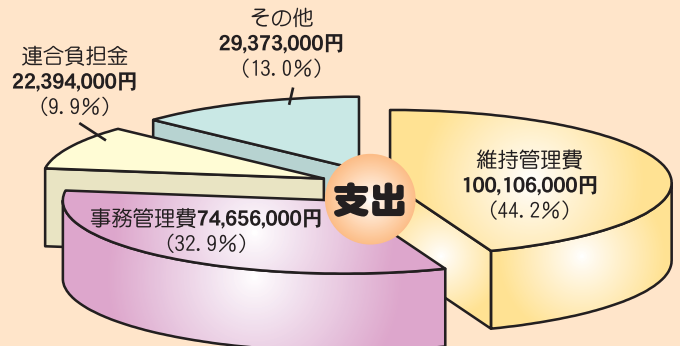
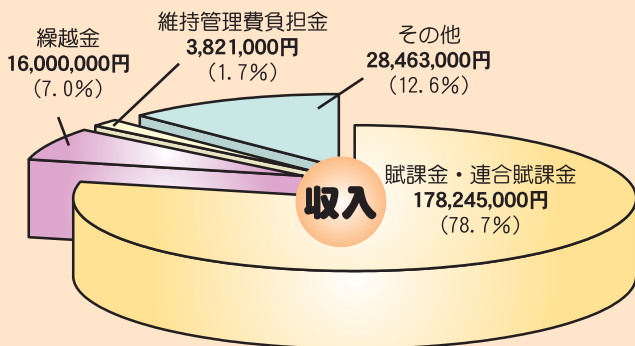
平成21年3月25日に開催されました第50回全国土地改良事業団体連合会総会の席上、齋藤隆理事長が全国土地改良功労者として表彰されました。

また、平成21年2月25日に開催されました第41回山形県土地改良事業団体連合会庄内支部総会の席上、鈴木敏夫副理事長、齋藤久太郎総括監事の御両名が土地改良功労者として表彰されました。

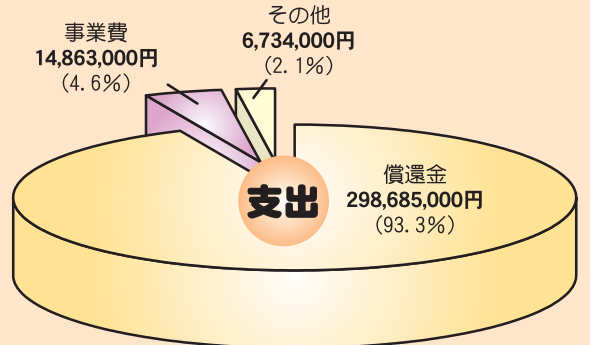
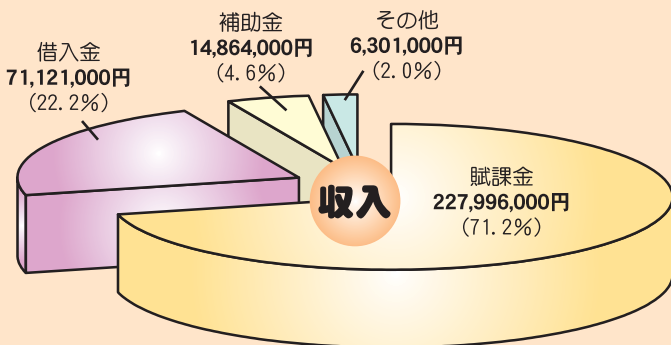


☆平成21年度予算 全体総額 1,017,149,000円

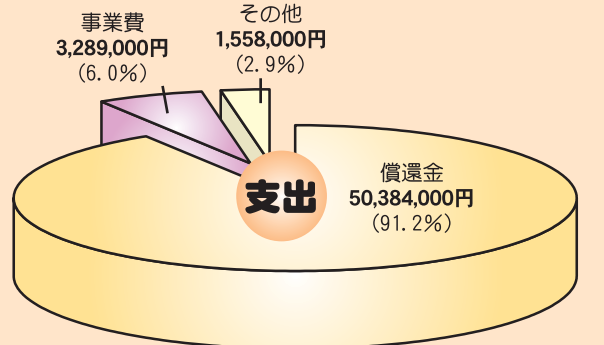
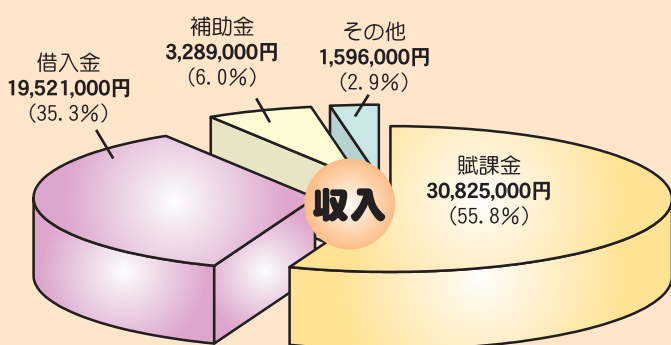
☆一般会計予算 総額 226,529,000円



☆県営土地改良事業特別会計予算 総額 320,282,000円



☆団体営土地改良事業特別会計予算 総額 55,231,000円



単位(千円)

その他の特別会計予算	特別会計名	予算額
	担い手育成支援事業	18,214
	役員退任慰労金積立金	4,121
	地区除外決済金積立金	120,287
	土地改良事業積立金	187,376
	職員退職給与金積立金	73,688
	準備基金積立金	11,421
	計	415,107

平成21年度 賦課金

一般会計賦課金は、前年度と同額の

10aあたり**6,130円**となっております。

1. 一般会計賦課金

区 分	賦 課 金	1 期	2 期
		納入期限 平成21年4月27日(月)	納入期限 平成21年10月30日(金)
	円/10a	円/10a	円/10a
経常賦課金	5,280	3,180	2,100
最上川連合賦課金	850	590	260
合 計	6,130	3,770	2,360

2. 償還金関係賦課金 納入期限 平成21年10月30日(金)

区 別	地 区	面 積	金 額	徴収率	賦課基準
団 体 営	南 田 沢 第 二	18.5ha	540円	100%	田 10a 当り
	上 郷 溝	135.6ha	9,000円	99%	土地10a 当り
	石 名 坂	36.0ha	8,085円	99%	土地10a 当り
	山 寺	71.4ha	15,850円	94%	土地10a 当り
	飛 鳥	48.0ha	10,865円	98%	田 10a 当り
県 営	排 特 飛 鳥	48.0ha	2,080円	98%	田 10a 当り
	内 郷	372.1ha	13,545円	95%	土地10a 当り
	山 元	229.5ha	9,665円	97%	土地10a 当り
	中 平 田 東	248.5ha	10,000円	98%	土地10a 当り
	南 平 田	178.2ha	12,015円	98%	土地10a 当り
	西 平 田	田 338.3ha 畑 3.2ha	13,570円 8,140円	98% 98%	田 10a 当り 畑 10a 当り
	中 平 田 南	田 146.3ha 畑 2.0ha	12,590円 7,550円	99% 99%	田 10a 当り 畑 10a 当り
	大 正 溝	123.3ha	14,905円	95%	土地10a 当り
	砂 越	田 140.2ha 畑 1.9ha	12,725円 7,640円	95% 95%	田 10a 当り 畑 10a 当り
	中 平 田 西	113.4ha	10,240円	98%	土地10a 当り
	飛 鳥 砂 越	38.3ha	7,140円	99%	土地10a 当り

☆農地を転用する場合の手続き（農地転用等の通知）

※農地転用に際しては、事前に農業振興地域からの除外手続きが必要となります。

手続き原因 項目 必要書類	農地法第4条転用 (自所を地目変更)	農地法第5条転用 (所有権の移転を伴う地目変更)	公共事業買収に伴う転用
通知書への 記載事項	転用組合員名・印鑑 地区総代の署名・捺印	転用組合員名(現在の組合員)・印鑑 転用関係者名(新たな取得予定者)・印鑑 地区総代の署名・捺印	転用組合員からの申し出
位置図	○	○	
公図(写し)	○	○	丈量図
登記簿謄本	○	○	地積計算書
その他			事業概要書
	↓ 決済金を納入後、意見書の交付を受け、地区除外となる。 ↓ 意見書を農業委員会に提出し転用の手続きを取る。		決済金を納入後、 地区除外となる。

公共事業による農地の買収があった時は、大町溝 財務係までご一報下さい。(☎52-2350)

農地転用等の手続きの用紙は大町溝土地改良区のホームページ(<http://o-machikou.info/>)より印刷できます。

※問い合わせ先 大町溝土地改良区 ☎0234-52-2350 総務課 財務係 水落・小松まで

平成21年度決済金について

土地改良区区域内の田を田以外の地目に転用し地区除外する場合決済金が必要となります。これは、残った農地に過重な負担を掛けないようにするためのものです。また、同様にほ場整備事業実施地区の内、転用が可能な地区の田の決済金(償還金残)は一般決済金の他に納入していただくこととなります。

なお、ほ場整備事業実施地区の内、畑の場合も決済金(償還金残)が必要となる地区がありますので必ずご相談下さるようお願いいたします。

○一般決済金

区 分	平成21年度(円/10a)
維持管理関係	81,167
国営事業関係	16,314
合 計	97,481

畑の決済金は、地区によって田と同額の場合と差がある場合があります。

○ほ場整備事業地区決済金

区 分	地 区 名	平成21年度(円/10a)
団体営	上郷溝地区	32,324
	石名坂地区	31,000
	飛鳥地区	130,056
	山寺地区	166,979
県営	内郷地区	79,682
	山元地区	42,828
	中平田東地区	26,974
	南平田地区	49,886
	西平田地区	126,513
	西平田地区畑	75,909
	中平田南地区	188,205
	中平田南地区畑	112,923
	大正溝地区	162,216
	中平田西地区	91,544
	砂越地区	130,465
	砂越地区畑	78,279
飛鳥砂越地区	32,980	

各ほ場整備事業地区の償還金年次計画の状況についてお知らせ

次の事項にご注意の上、ご覧下さい。

用（地区除外）が発生した場合は、償還金に変更が生じます。

☆担い手育成資金及び平準化資金は、平成20年度変更計画書の数値を使用しており、平成20年度の転用による変更は反映されていません。

◎担い手育成支援事業対象
山寺・飛鳥・西平田・中平田南の各地区がこの事業の対象となっております。

◎中平田東地区
この地区の特別賦課金は、地区の申し出により10a当たり二万円とし

ており、償還計画との差額については、繰上償還を行い償還期間の短縮を図っております。

☆記載した償還金は、償還総額と地区面積で単純に算出したもので、実際の賦課金は、徴収率、電算経費等が勘案されたものになります。

◎共通事項
☆地区面積は、平成21年4月1日現在のものです。平成21年度以降、転

石名坂地区 36.0ha (単位：円/10a)	
年度	平準化資金
H22	7,861
H23	6,833
H24	5,722
H25	4,528
H26	3,278
H27	1,972
計	30,194

上郷溝地区 135.6ha (単位：円/10a)	
年度	平準化資金
H22	8,060
H23	7,035
H24	5,914
H25	4,720
H26	3,459
H27	2,146
計	31,334

中平田東地区 248.5ha (単位：円/10a)		
年度	平準化資金	実際の償還金
H22	5,445	10,000
H23	5,445	10,000
H24	5,445	10,774
H25	5,445	0
H26	4,358	0
H27	3,042	0
H28	1,594	0
計	30,774	30,774

山元地区 229.5ha (単位：円/10a)	
年度	平準化資金
H22	8,658
H23	7,847
H24	6,976
H25	6,013
H26	4,954
H27	3,786
H28	2,654
H29	1,534
H30	405
計	42,827

飛鳥砂越地区 38.3ha (単位：円/10a)	
年度	償還金
H22	7,081
H23	6,797
H24	6,797
H25	6,797
計	27,472

中平田西地区 113.4ha (単位：円/10a)	
年度	償還金
H22	9,945
H23	9,945
H24	8,849
H25	8,849
H26	8,849
H27	8,849
H28	8,849
H29	8,849
H30	8,849
H31	8,849
計	90,682

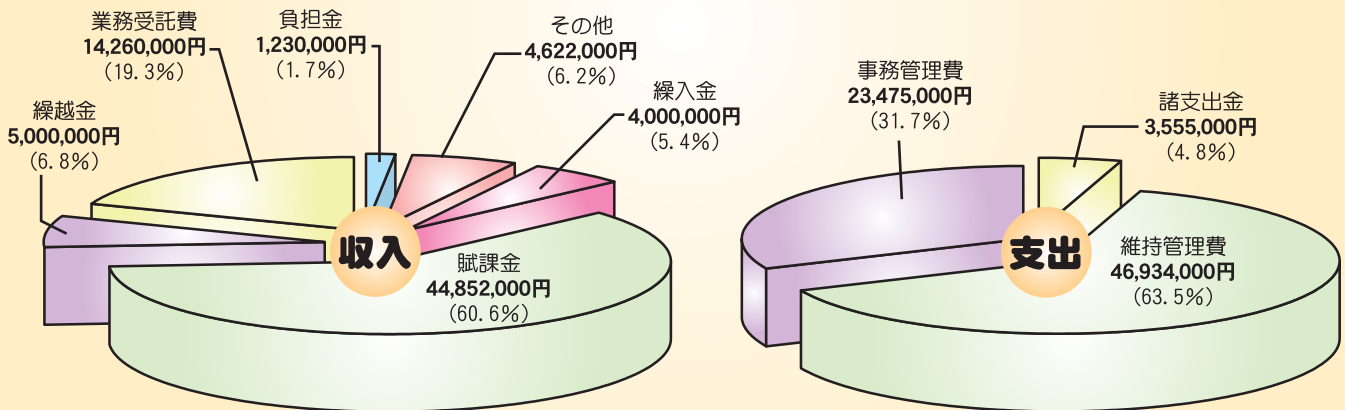
南平田地区 178.2ha (単位：円/10a)				内郷地区 372.1ha (単位：円/10a)				山寺地区 71.4ha (単位：円/10a)					飛鳥地区 48.0ha (単位：円/10a)				
年度	償還金	平準化 資金	総計	年度	償還金	平準化 資金	総計	年度	償還金	担い手 育成資金	平準化 資金	総計	年度	償還金	担い手 育成資金	平準化 資金	総計
H22	3,378	5,735	9,113	H22	10,037	2,843	12,880	H22	22,772	-2,670	-5,560	14,542	H22	17,364	-1,199	-3,667	12,498
H23	0	5,735	5,735	H23	6,441	6,178	12,619	H23	22,772	-2,006	-6,218	14,548	H23	10,851	0	1,625	12,476
H24	0	5,841	5,841	H24	0	8,164	8,164	H24	19,934	-1,313	-4,076	14,545	H24	3,475	0	9,000	12,475
H25	0	4,867	4,867	H25	0	7,468	7,468	H25	11,179	0	3,361	14,540	H25	585	0	11,896	12,481
H26	0	3,818	3,818	H26	0	6,654	6,654	H26	6,812	0	7,717	14,529	H26	0	0	12,479	12,479
H27	0	2,644	2,644	H27	0	5,708	5,708	H27	2,234	0	12,297	14,531	H27	0	0	11,479	11,479
H28	0	1,647	1,647	H28	0	4,617	4,617	H28	594	0	12,339	12,933	H28	0	0	10,063	10,063
H29	0	1,076	1,076	H29	0	3,526	3,526	H29	0	0	11,092	11,092	H29	0	0	8,625	8,625
H30	0	700	700	H30	0	2,556	2,556	H30	0	0	9,776	9,776	H30	0	0	7,083	7,083
H31	0	407	407	H31	0	1,672	1,672	H31	0	0	8,375	8,375	H31	0	0	5,417	5,417
H32	0	213	213	H32	0	798	798	H32	0	0	6,863	6,863	H32	0	0	3,604	3,604
H33	0	75	75					H33	0	0	5,224	5,224	H33	0	0	1,917	1,917
								H34	0	0	3,431	3,431	H34	0	0	688	688
								H35	0	0	1,737	1,737	H35	0	0	188	188
								H36	0	0	714	714					
								H37	0	0	112	112					
計	3,378	32,758	36,136	計	16,478	50,184	66,662	計	86,297	-5,989	67,184	147,492	計	32,275	-1,199	80,397	111,473

砂越地区 141.4ha (単位：円/10a)		大正溝地区 123.3ha (単位：円/10a)				中平田南地区 147.6ha (単位：円/10a)					西平田地区 340.1ha (単位：円/10a)				
年度	償還金	年度	償還金	平準化 資金	総計	年度	償還金	担い手 育成資金	平準化 資金	総計	年度	償還金	担い手 育成資金	平準化 資金	総計
H22	12,146	H22	15,054	-950	14,104	H22	17,924	-4,395	-1,286	12,243	H22	18,615	-1,904	-3,709	13,002
H23	12,146	H23	15,054	-950	14,104	H23	17,924	-4,066	-1,614	12,244	H23	18,615	-1,454	-4,159	13,002
H24	12,146	H24	15,054	-950	14,104	H24	17,924	-3,724	-1,956	12,244	H24	18,615	-988	-4,626	13,001
H25	12,146	H25	15,054	-950	14,104	H25	17,924	-3,369	-2,317	12,238	H25	18,615	-503	-5,111	13,001
H26	12,146	H26	15,054	-950	14,104	H26	17,924	-3,000	-2,686	12,238	H26	0	0	9,448	9,448
H27	12,146	H27	15,054	-950	14,104	H27	17,924	-2,618	-3,068	12,238	H27	0	0	8,800	8,800
H28	12,146	H28	15,054	-950	14,104	H28	17,924	-2,221	-3,470	12,233	H28	0	0	8,061	8,061
H29	12,146	H29	15,054	-950	14,104	H29	17,924	-1,809	-3,878	12,237	H29	0	0	7,202	7,202
H30	12,146	H30	15,054	-950	14,104	H30	17,924	-1,381	-4,307	12,236	H30	0	0	6,244	6,244
H31	12,146	H31	15,054	-531	14,523	H31	17,924	-937	-4,756	12,231	H31	0	0	5,520	5,520
H32	5,746	H32	15,054	-531	14,523	H32	17,924	-477	-5,218	12,229	H32	0	0	4,682	4,682
H33	4,355	H33	13,629	878	14,507	H33	0	0	7,066	7,066	H33	0	0	3,718	3,718
H34	2,689	H34	0	13,478	13,478	H34	0	0	6,691	6,691	H34	0	0	2,611	2,611
H35	1,108					H35	0	0	6,269	6,269	H35	0	0	1,370	1,370
						H36	0	0	5,787	5,787					
						H37	0	0	5,231	5,231					
						H38	0	0	4,601	4,601					
						H39	0	0	3,885	3,885					
						H40	0	0	3,081	3,081					
						H41	0	0	2,170	2,170					
						H42	0	0	1,145	1,145					
計	135,358	計	179,223	4,744	183,967	計	197,164	-27,997	11,370	180,537	計	74,460	-4,849	40,051	109,662

最上川下流右岸土地改良区連合 平成21年度予算

平成21年3月6日(金)午後2時より議員総会が開催され平成21年度予算案並びに、定款の一部変更を含む全13議案が議決されました。

☆一般会計総額 **73,964,000円**

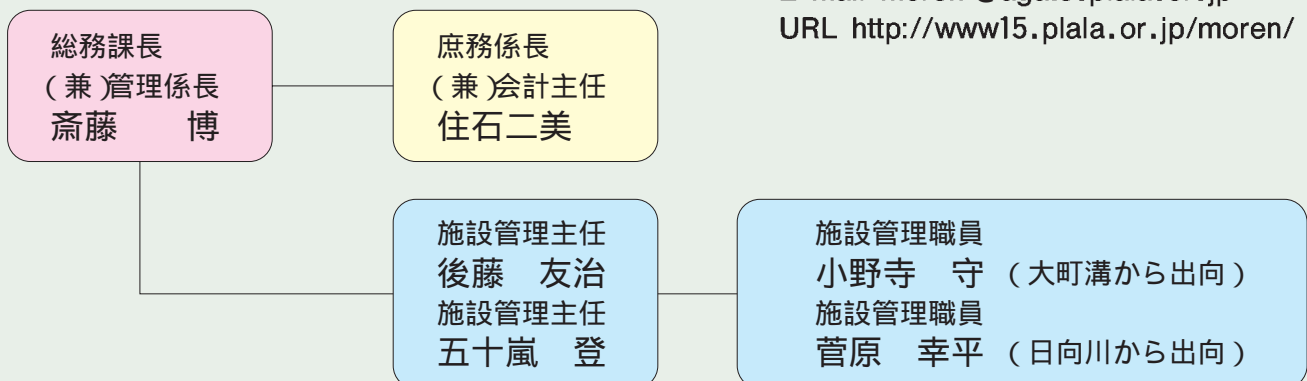


平成21年度 最上川下流右岸 土地改良区連合 予算総括表	単位 (千円)	
	会計名	予算額
	一般会計	73,964
	自動車償却及び購入基金特別会計	1,771
	職員退職給与金特別会計	11,660
	役員退任慰労金特別会計	919
	褒賞金特別会計	102
	事務所整備資金特別会計	302
	財政調整資金特別会計	44,139
計	132,857	

最上川下流右岸土地改良区連合事務所は
大町溝土地改良区事務所内へ移転しました。

平成21年度 事務体制

所在地 酒田市砂越字小形111番地
TEL0234-52-3586 FAX0234-52-3584
E-mail moren@agate.plala.or.jp
URL http://www15.plala.or.jp/moren/



平成20年度納期限内完納団体表彰

平成20年度一般会計賦課金1期、2期の全てを納期限内に完納した74団体に対し、平成21年5月29日に執り行われる大町溝土地改良区記念祭の席上、褒賞金を添え表彰いたします。

この表彰制度は、褒賞金が伴う大変有利な制度です。今回表彰されなかった団体につきましても団体内で相談していただき納期限内に完納となるようお願いいたします。

平成20年度納期限内完納団体表彰名簿

(単位：円)

団 体 名	褒 賞 金	団 体 名	褒 賞 金	団 体 名	褒 賞 金	団 体 名	褒 賞 金
松 山 支 店 管 内		中 牧 田	11,000	砂 越 3	17,000	中 野 新 田	20,000
荒 興 野	6,000	石 名 坂	14,000	砂 越 4	7,000	土 崎	19,000
成 沢	13,000	24 団 体	260,000	砂 越 5	5,000	大 多 新 田	11,000
上 大 川 渡	12,000	平 田 中 央 支 店 管 内		田 沢	9,000	こ あ ら 1 丁 目	11,000
下 大 川 渡	11,000	山 谷	15,000	円 道	1,000	14 団 体	288,000
地 見 興 屋	7,000	山 谷 新 田	4,000	24 団 体	263,000	酒 田 支 店 管 内	
下 新 田	4,000	新 山	8,000	東 平 田 支 店 管 内		亀 ケ 崎	42,000
白 ケ 沢	13,000	檜 橋	27,000	滝 野 沢	18,000	浜 田	1,000
大 沼 新 田	5,000	山 楯	13,000	生 石	25,000	大 町	16,000
山 寺 川 先	22,000	中 野 目	22,000	金 生 沢	6,000	四 ツ 興 野	14,000
山 寺 中 ノ 丁	8,000	桜 林 興 野	14,000	横 代	1,000	大 宮	41,000
山 寺 仲 町	13,000	桜 林	18,000	4 団 体	50,000	遊 摺 部	54,000
松 嶺	10,000	石 橋	11,000	中 平 田 支 店 管 内		6 団 体	168,000
上 茗 ケ 沢	4,000	天 神 堂	7,000	大 槻 新 田	1,000	酒 田 市 北 部 支 店 管 内	
上 北 目	13,000	泉 興 野	5,000	手 蔵 田	60,000	酒 田 市 北 部	8,000
中 北 目	16,000	堀 野 内	17,000	荻 島	1,000	1 団 体	8,000
小 見	14,000	三 之 宮	8,000	本 川	14,000	庄 内 町 管 内	
下 餅 山	12,000	飛 鳥 1	8,000	茨 野 小 牧 新 田	27,000	榎 木	2,000
下 茗 ケ 沢	14,000	飛 鳥 2	7,000	小 牧	32,000	1 団 体	2,000
引 地	13,000	飛 鳥 3	3,000	熊 手 島	42,000	合 計	
上 竹 田	6,000	飛 鳥 4	3,000	大 野 新 田	22,000		
中 竹 田	8,000	飛 鳥 5	21,000	勝 保 関(上)	11,000	74 団 体	1,039,000
下 竹 田	11,000	砂 越 1	13,000	勝 保 関(下)	17,000		

こんな時は届け出をお願いします

☆所有権、耕作権等の変更の場合の手続き（組合員自身による手続きが必要）

所有権移転		使用収益権移転	資格喪失 (解約)
売買・贈与・交換	相続	後継者移譲(使用貸借) 農業経営者変更賃貸借	
①新現資格者双方の印鑑 ②から⑤のいずれかの書類の写しを添付 ②農業委員会長の確認印 もしくは 土地登記簿謄本 (法務局より) ③土地権利書 ④農地法第3条許可書 (農業委員会より) ⑤農用地利用集積計画書の許可書 (農業委員会より)	①新資格者の印鑑 ②または③の書類の写しを添付 ②土地登記簿謄本 (法務局より) ③土地権利書 ※死亡年月日を明記 (現資格者の印は不要)	①新現資格者双方の印鑑 ②または③の書類の写しを添付 ②農業委員会長の確認印 もしくは 農地法第3条許可書 (農業委員会より) ③農用地利用集積計画書の許可書 (農業委員会より)	①新現資格者双方の印鑑 ②農業委員会長の確認印 もしくは 農地法第20条の確認通知書 (合意解約)の写し添付 (農業委員会より)

※各種手続きの際に、賦課金引落とし口座の確認可能な書面を持参下さい。

その他

- ・住所が変更となった場合は、住所変更届の提出が必要。
- ・賦課金引落とし口座の変更の場合は、賦課金引落とし口座番号変更届(通帳印が必要)の提出が必要。
- ・農地の分合筆した場合も 大町溝土地改良区 財務係までお知らせ下さい。

農業委員会の手続きだけでは大町溝の面積は変わりませんので「必ず届出」をお願いします。

各様式は大町溝土地改良区のホームページ (<http://o-machikou.info/>) よりダウンロードできます。

※問い合わせ先 大町溝土地改良区 ☎0234-52-2350 総務課 財務係 水落・小松まで

賦課金の納入について

土地改良区の運営は、すべて受益地の農地からいただく賦課金によってまかなわれており、大変重要なものです。そのため土地改良区から賦課されている徴収金の先取特権の順位は、国税、地方税に次ぐ大変重要な位置付けをされております。

ほ場整備事業等の償還金となる特別会計の賦課金についても同様です。特に特別会計賦課金については、賦課金のほとんどが、ほ場整備事業費の債務返済のための資金であり、少しでも賦課金の単価を下げるため賦課金徴収に係る電算費用等の事務費につきましても最低の費用しか見ておらず財源に余裕がない状態です。組合員の皆さんから納入期限までに完納いただけない場合、借入金融機関へ償還ができなくなることになり、ほ場整備を行った地区全体に迷惑がかかることとなります。

しかしながら、厳しい農業情勢のなかで未収金が増える傾向となっており、このままでは事業の運営に支障を来すことになりかねない状況となっております。

土地改良区といたしましても未納を容認することはできなく、納入いただくよう分割納入等の様々な対応を個別に行わせていただいております。

何もご連絡がないままに未納されますと税金と同様に、国税徴収法に準じて差し押さえ等の滞納処分を執行されることとなりますので、大町溝土地改良区 会計課まで必ずご連絡下さるようお願いいたします。

連絡先 大町溝土地改良区 会計課 ☎52-2350 まで

水路へゴミを捨てないで下さい！

通水に支障がありますご協力をお願いします



水難事故防止にご協力下さい!
子供の水難事故防止のために、水路等の側で一人遊びをさせない等、家族の方々のご協力を得る以外に適切な対策が見あたらない現状です。

大町溝土地改良区 管理施設の使用について

大町溝土地改良区が維持管理している施設(用排水路・農道等)を他の目的に使用する場合及び浄化槽処理水等を大町溝土地改良区が維持管理している用排水路に放流する場合は、管理施設使用規程に基づき土地改良区の承認が必要です。(承認を得ないで、施設を使用した場合速やかに撤去または、申請を促すとともに承認前に使用した期間に対し、規程に定める3倍の使用料を頂くこととなります。)

※他目的使用の場合

(電柱(支柱、支線を含む)及び鉄塔設置・管類の地下埋設・広告物、街灯等・橋梁等・駐車場)土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名で提出し、契約締結後(契約期間は5年間です。)に使用料を納入し使用することとなります。(取扱手数料2,000円)
◎使用料又は阻害補償料については、大町溝土地改良区管理課へ問い合わせ下さい。

※浄化槽処理水等放流の場合

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名及び地域の総代、支溝代表者等の承諾印を受け提出し、契約締結後(契約期間は5年間です。)に使用料を納入し使用することとなります。(取扱手数料7,000円)
◎浄化水及び排水放流使用料については、大町溝土地改良区管理課へ問い合わせ下さい。

※問い合わせ先 大町溝土地改良区 ☎0234-52-2350 管理課 朝井・住石・阿部まで



平成21年度研修等のご案内

大町溝土地改良区では、地域単位や学校での現地研修や出前授業等を随時お受けしますので、ご連絡下さい。

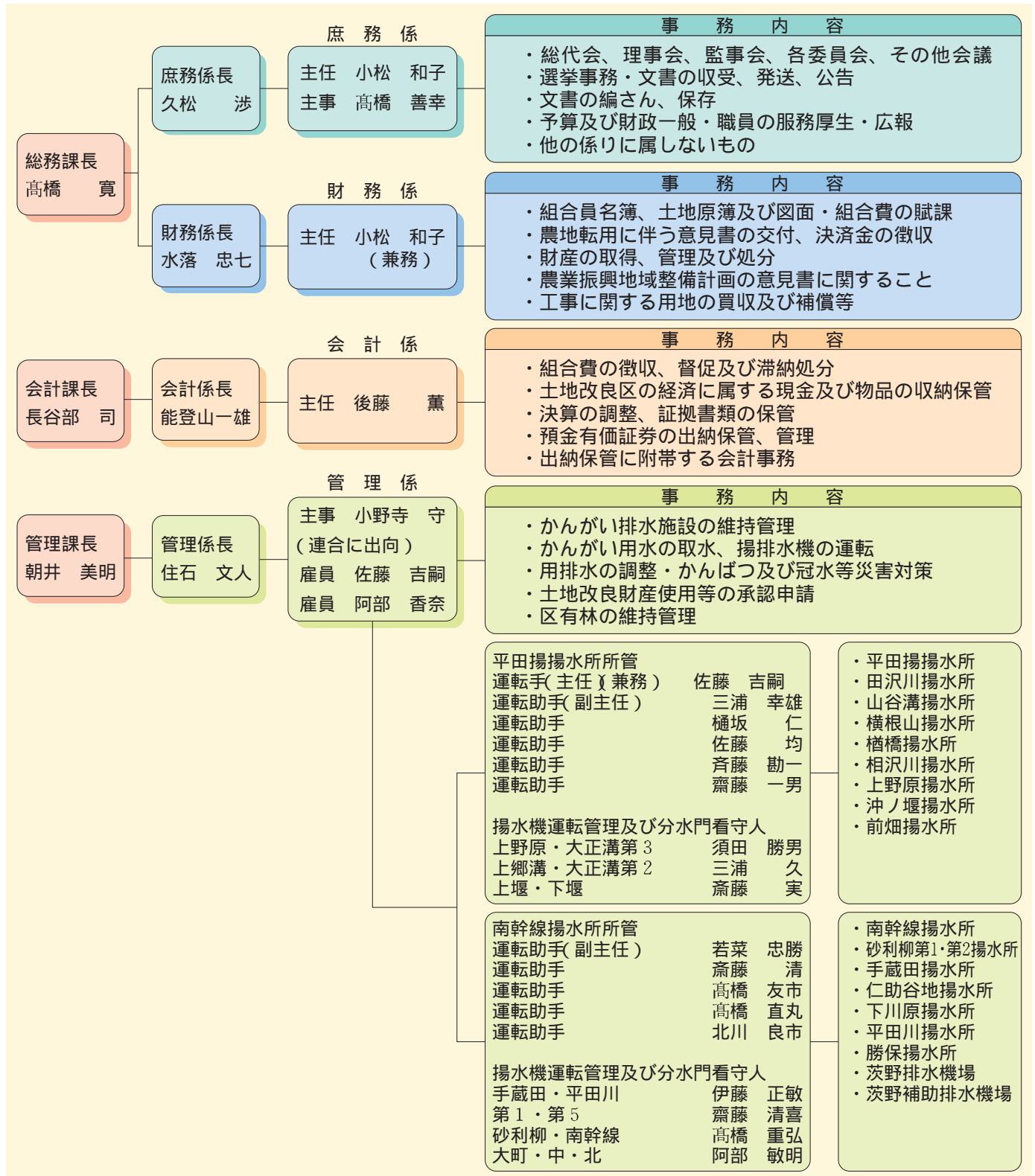
(例)草薙頭首工・大町溝資料館・出前授業・・・etc

☎0234-52-2350(代) 大町溝土地改良区 庶務係 久松

E-mail hisamatu @o-machikou.info

平成21年度大町溝土地改良区事務体制

所在地 酒田市砂越字小形111番地 TEL0234-52-2350 FAX0234-52-3515



休日・夜間かんがい用排水の連絡先

平田揚揚水所所管 TEL0234-52-3244 南幹線揚水所所管 TEL0234-52-2023

☆用排水に関する問い合わせは、支溝代表者、総代を通して下さい。

印刷

株式会社小松写真印刷
酒田市京田二一五九一三

0234-52-1001(代)